

平成29年度

小樽市「経営健全化」審査意見書

小樽市監査委員

目 次

第1 審査の概要	1
1 審査に付された比率及び書類	1
2 審査の期間	1
3 審査の方法	1
第2 審査の結果	1
1 総合意見	1
2 個別意見	3

平成29年度 小樽市経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

1 審査に付された比率及び書類

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間 平成30年8月1日 ～ 平成30年8月20日

3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に基づき適正に作成されているかどうかを主眼に、各数値と平成29年度決算数値及び地方公営企業決算状況調査表の数値との整合性について確認しました。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、資金不足額・剰余額及び資金不足比率の推移は、次のとおりです。

資金不足額・剰余額及び資金不足比率の推移

会計名	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	経営健全化基準	
	資金不足額・剰余額 資金不足比率	資金不足額・剰余額 資金不足比率	資金不足額・剰余額 資金不足比率	資金不足額・剰余額 資金不足比率	資金不足額・剰余額 資金不足比率		
法適用企業	病院事業会計	千円 △ 14,438 % 0.1	千円 59,040 % -	千円 231,251 % -	千円 △ 504,229 % 6.5	千円 258,306 % -	20.0
	水道事業会計	1,337,250	1,167,274	1,046,171	1,039,820	1,036,105	
	下水道事業会計	81,315	260,074	153,962	126,671	106,434	
	産業廃棄物等処分事業会計	1,044,290	942,691	791,373	580,672	379,161	
	簡易水道事業会計	612					
法非適用企業	港湾整備事業特別会計	127,464	163,807	241,048	278,928	154,422	
	青果物卸売市場事業特別会計	-	-	-	-	-	
	水産物卸売市場事業特別会計	-	-	-	-	-	
	簡易水道事業特別会計		19,330	-	-	-	

(注) 1 資金不足額・剰余額は、不足額を負数(△)で、剰余額を正数で表示しています。
2 簡易水道事業会計は、平成29年度から地方公営企業法の一部を適用しています。

資金不足比率は、次の算式で算定します。

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

※ 事業の規模 (法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 (法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

資金不足額・剰余額

<法適用企業会計>

(単位：千円)

会計名	流動負債 ①	控除企業債等 ②	算入地方債 ③	流動資産 ④	解消可能 資金不足額 ⑤	資金不足額 ・剰余額 - {(①-②+③) -(④+⑤)}
病院事業会計	2,493,909	702,513	-	1,776,958	-	△14,438
水道事業会計	1,432,789	1,265,926	-	1,504,113	-	1,337,250
下水道事業会計	2,822,119	2,349,184	-	554,250	-	81,315
産業廃棄物等処分 事業会計	11,097	-	-	1,055,387	-	1,044,290
簡易水道事業会計	95,567	69,403	-	26,776	-	612

<法非適用企業会計>

(単位：千円)

会計名	歳出額 ①	算入地方債 ②	歳入額 ③	翌年度に繰り 越すべき財源 ④	土地収入 見込額(宅造) ⑤	解消可能 資金不足額 ⑥	資金不足額 ・剰余額 - {(①+②)- (③-④+⑤+⑥)}
港湾整備事業 特別会計	602,500	-	613,289	-	116,675	-	127,464
青果物卸売市場事業 特別会計	45,560	-	45,560	-	-	-	-
水産物卸売市場事業 特別会計	31,942	-	31,942	-	-	-	-

(注) 資金不足額・剰余額は、不足額を負数(△)で、剰余額を正数で表示しています。

なお、平成26年度から法適用企業会計の資金不足額の算定に係る算入対象であった貸倒引当金及び控除賞与引当金等については、3年間の経過措置が終了したため、本年度は計上していません。

2 個別意見

病院事業会計の資金不足比率の概要及び個別意見は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	増 減
① 流動負債	2,493,909	2,450,481	43,428
② 控除企業債等	702,513	519,892	182,621
③ 控除賞与引当金等		289,578	△ 289,578
④ 算入地方債	0	0	0
⑤ 流動資産	1,776,958	1,691,544	85,414
⑥ 貸倒引当金		△ 8,507	8,507
⑦ 解消可能資金不足額	0	0	0
資金不足額・剰余額 -1×{(①-②-③+④)-(⑤-⑥+⑦)}	△ 14,438	59,040	△ 73,478
A 資金不足額	14,438	-	14,438
B 事業の規模	9,968,296	9,058,940	909,356
資金不足比率 A/B×100 (%)	0.1	-	ポイント 0.1
経営健全化基準 (%)	20.0		

- (注) 1 算入地方債は、退職手当債(固定負債)です。
 2 解消可能資金不足額は、累積償還・償却差額算定方式により算出した額及び退職手当債現在高の合算額です。
 3 前年度計上の控除賞与引当金等及び貸倒引当金については、算定方法の変更により計上されておられません。
 4 資金不足額・剰余額は、資金不足額を負数(△)で、資金剰余額を正数で表示しています。

本年度の資金不足比率は0.1%で、前年度は資金不足が生じていなかったため、0.1ポイントの皆増となりましたが、経営健全化基準を19.9ポイント下回っています。

資金不足額・剰余額は、前年度と比較すると73,478千円減少となりました。

この主な理由は、控除企業債等で182,621千円増加しましたが、控除賞与引当金等の289,578千円皆減と、貸倒引当金の8,507千円皆増したことによるものです。

<意見>

病院事業会計については、平成26年度以来となる資金不足を生じましたが、これは主に、前述のとおり資金不足額の算定方法に係る経過措置が終了したことによる影響と推察されます。

今後の事業経営に当たっては、引き続き経営効率化や医療収益増加に取り組みるとともに、平成29年3月に策定された「新小樽市立病院改革プラン」を着実に実施し、資金不足の解消を図るよう望むものです。

病院事業会計以外の各会計については、資金不足を生じていないことから、指摘すべき事項はありません。

なお、本年度から法適用企業会計となった簡易水道事業会計と病院事業会計以外の各会計の5年間の資金の状況を見ますと、資金は安定的に確保されています。